# 東京五輪開催中止を求める意見書

(発議第1号・原案否決)

新型コロナウイルス感染症は、国内において変異種への感染が拡大するなど 予断を許さない状況が続いています。

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長の五輪についての発言「今の状況でやるというのは普通でない」が大きな波紋を広げています。 五輪開催で、国内の人流が増え、感染拡大のリスクが指摘されています。

さらに東京五輪・パラリンピック組織委員会が看護師500人動員要請とスポーツドクター200人を募集したことについて、「医療を逼迫させるもの」との批判が起こりました。

今我が国が総力をあげて取り組むべきは、感染拡大への防止徹底による医療 崩壊の回避であり、希望者へのワクチン接種の早期完了、生活困窮者や経営不 振に苦しむ事業者等への救済措置の徹底です。

世論調査でも、国民の多くが中止・延期を求めています。

新型コロナウイルス感染症の拡大が、国内はもとより全世界的に解消し、正常な形での開催が可能になるまでの間東京オリンピック・パラリンピックの開催は行わないことを求めます。

以上地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月24日 青森県議会 (第306号定例会·発議第1号·安藤晴美外4名提出)

### 青森県議会会議規則の一部を改正する規則案

### (発議第2号・原案可決)

青森県議会会議規則(昭和三十一年十一月青森県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「出産」の下に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」 に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の 予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の 予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範 囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることがで きる。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 提案理由

標準都道府県議会会議規則の一部改正に伴い、欠席の届出に関する規定について 所要の整備を行うため提案するものである。

(第306回定例会・発議第2号・田中順造外46名提出)

(可決)

新型コロナウイルス感染症対策の強化とワクチン接種への

## 支援に対する意見書

#### (発議第3号・原案可決)

現在、新型コロナウイルス感染症は依然として猛威を振るっており収束の目途が立たない中、感染力の強い変異株が全国的に確認されている。

国においては水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて取り組むことで封じ込めを図るとともに、市町村と連携したワクチン接種の推進に総力を挙げている状況にある。

本県においても未だ感染の水準が高く、感染力の高い変異株の発生割合が増加傾向にあり、引き続き予断を許さない状況となっている。

また、ワクチン接種において国は7月末までに65歳以上の高齢者への接種を終えるよう要請を行っているが、一部自治体においては人材不足やワクチン供給スケジュールが不透明なことなどから、非常に厳しいスケジュールとなっている。

よって国においては、各自治体において感染拡大防止対策を強化するとともに、滞る ことなくワクチンを接種できる体制を構築するために次の対策を講ずるよう強く求め る。

- ・感染力の高い変異株が全国各地で確認されていることを踏まえて、スクリーニング検査が地域で実施できるよう、検査体制整備の支援、試薬の開発や配分、検体の保管ルール等の設定、陽性患者の情報共有等、早急に実効性のある体制整備を図ること。
- ・更なる病床と宿泊療養施設の確保や自宅療養における適切な医療提供体制の構築に 向け、医療従事者の一層の協力が得られるよう、医師会・看護協会等の関係団体に働 きかけるとともに、オンライン診療医師、健康観察する看護師を国が雇い上げ対応す る仕組みを検討すること。
- ・7月末までに65歳以上へのワクチン接種を終了し、一般者接種への移行を円滑に行 うため、ワクチン供給量や詳細なスケジュールの迅速な提示や、医師・歯科医師等医 療従事者の確保に苦慮している自治体に対し、国の責任において人材を確保し供給す る体制を構築すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。 令和3年6月29日

青森県議会

(第306回定例会・発議第3号・田中順造外43名提出)

(可決)

防災・減災、国土強靱化を確実に推進するための措置を求める意見書(案) (発議第4号・原案可決)

東日本大震災から 10 年が経過し、被災地の復興が着実に進んできた一方で、昨年 7 月には九州地方や東北地方においても豪雨災害が発生し、また、本年 2 月 13 日には福島県沖を震源とする最大震度 6 強の地震が発生するなど全国各地で自然災害による甚大な被害が生じ、住民の安全・安心が脅かされている。

全国で激甚な災害が頻発している状況を踏まえ、令和2年度まで「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として実施されてきた対策をさらに進捗させるため、令和2年12月11日、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「加速化対策」という。)が閣議決定され、今年度から令和7年度までの5年間で、激甚化する風水害や大規模地震等への対策、インフラ老朽化対策等を重点的・集中的に進めていくこととされた。

本県においても、県民の生命や財産等に壊滅的な被害をもたらすような大規模災害への備え等は未だ充分とは言えず、官民一体で継続して防災・減災、国土強靱化に取り組んでいくことが必要であり、加速化対策の推進に必要な予算の安定的な確保が不可欠である。特に、本県は積雪寒冷地で施工期間や施工条件等に制約もあることから、計画的な執行が可能な予算措置が望まれる。

また、本県を含め全国でコロナ禍が長引き収束が見通せないなか、地域経済は大きなダメージを受けており、「経済を回す」取組をストック、フローの両面から下支えするためにも、防災・減災、国土強靱化の取組を計画的かつ確実に推進するための措置が必要である。

以上を踏まえ、国においては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期目標を達成するために必要な事業規模に見合う予算を通常予算に上乗せして、安定的・計画的に確保すること。また、地方負担分については地方財政措置を的確に行うこと。
- 2 令和7年度までの各年度の事業実施に必要となる予算については、発注・契約時期の平準化や施工の担い手の働き方改革の観点からも、各年度の当初予算も含めて 措置すること。
- 3 防災、減災、国土強靱化の推進に必要な予算確保に加え、災害発生時の迅速かつ 円滑な対応等のため、現場に必要な人員や体制の維持・充実を図ること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月29日

青森県議会

(第306回定例会・発議第4号・田中順造外43名提出)